

自転車の安全な利用に関するアンケート調査について

1 調査概要

- (1) 調査目的
自転車に関する法令遵守意識、自転車保険加入状況等を把握するため
- (2) 調査期間・方法
平成 25 年 9 月 21 日から同年 11 月 2 日までの間
県内の交通安全イベント会場、交通安全教室の開催場所、自動車教習所で実施
- (3) 調査数
1,651 人

<参考：回答者及び属性>

総 数		1,651
性別	男 性	777
	女 性	873
	無回答	1
年 代 別	10 代	299
	20 代	336
	30 代	289
	40 代	199
	50 代	152
	60 代	235
	70 代	122
	80 代	19

2 調査結果の概観

項 目	アンケート結果	結果の考察																					
自転車保険の加入状況	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>回答数</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>加入している</td> <td>401</td> <td>24.3%</td> </tr> <tr> <td>自転車を持っているが加入していない</td> <td>639</td> <td>38.7%</td> </tr> <tr> <td>自転車を持っていない</td> <td>282</td> <td>17.1%</td> </tr> <tr> <td>自転車を持っているがわからない</td> <td>298</td> <td>18.0%</td> </tr> <tr> <td>無回答</td> <td>31</td> <td>1.9%</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	回答数	割合	加入している	401	24.3%	自転車を持っているが加入していない	639	38.7%	自転車を持っていない	282	17.1%	自転車を持っているがわからない	298	18.0%	無回答	31	1.9%	<p>自転車保険の加入状況をみると、全体では、「自転車を持っているが加入していない」が 38.7% を占めており、自転車保険の加入を促進することが重要である。</p> <p>また、「自転車を持っているがわからない」が 18.0% を占めており、自転車保険の周知を図らなければならない。(※自転車を持っていない 282 人、無回答 31 人を除く 1,338 人では、「保険に加入している」が 30%、「自転車を持っているが加入していない」が 48%、「自転車を持っているがわからない」が 22%)</p>			
区 分	回答数	割合																					
加入している	401	24.3%																					
自転車を持っているが加入していない	639	38.7%																					
自転車を持っていない	282	17.1%																					
自転車を持っているがわからない	298	18.0%																					
無回答	31	1.9%																					
自転車保険に加入していない理由	<p>自転車をもっているが加入していない：639 人 複数回答可：727 件</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>回答数</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用がかかるから</td> <td>162</td> <td>22.3%</td> </tr> <tr> <td>事故の加害者になることはほとんどないと思うから</td> <td>130</td> <td>17.9%</td> </tr> <tr> <td>保険の加入手続きが面倒だから</td> <td>102</td> <td>14.0%</td> </tr> <tr> <td>自転車にほとんど乗らないから</td> <td>241</td> <td>33.1%</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>85</td> <td>11.7%</td> </tr> <tr> <td>無回答</td> <td>7</td> <td>1.0%</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	回答数	割合	費用がかかるから	162	22.3%	事故の加害者になることはほとんどないと思うから	130	17.9%	保険の加入手続きが面倒だから	102	14.0%	自転車にほとんど乗らないから	241	33.1%	その他	85	11.7%	無回答	7	1.0%	<p>自転車保険に加入していない理由をみると、「自転車にほとんど乗らない」が 33.1% を占めている。</p> <p>次いで、「費用がかかる」が 22.3%、「加害者になることはほとんどない」が 17.9% を占めており、自転車保険の種類、加害事故を起こした際の刑事・民事の責任等を周知していかなければならない。</p>
区 分	回答数	割合																					
費用がかかるから	162	22.3%																					
事故の加害者になることはほとんどないと思うから	130	17.9%																					
保険の加入手続きが面倒だから	102	14.0%																					
自転車にほとんど乗らないから	241	33.1%																					
その他	85	11.7%																					
無回答	7	1.0%																					
今後、優先して取り組むべき対策	<p>複数回答可：2,691 件</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>回答数</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自転車道等の自転車の通行環境整備の推進</td> <td>1,085</td> <td>65.7%</td> </tr> <tr> <td>ルールに関する広報啓発活動の強化</td> <td>584</td> <td>35.4%</td> </tr> <tr> <td>学校や地域における交通安全教育活動の強化</td> <td>637</td> <td>38.6%</td> </tr> <tr> <td>条例や規則による県民、事業者等の安全利用に関する責任の明確化</td> <td>344</td> <td>20.8%</td> </tr> <tr> <td>無回答</td> <td>41</td> <td>2.5%</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	回答数	割合	自転車道等の自転車の通行環境整備の推進	1,085	65.7%	ルールに関する広報啓発活動の強化	584	35.4%	学校や地域における交通安全教育活動の強化	637	38.6%	条例や規則による県民、事業者等の安全利用に関する責任の明確化	344	20.8%	無回答	41	2.5%	<p>今後、優先して取り組むべき対策をみると、「自転車道等の自転車の通行環境整備の推進」が 65.7% を占めている。</p> <p>「学校や地域における交通安全教育活動の強化」が 38.6%、「ルールに関する広報啓発活動の強化」が 35.4% であり、引き続き、広報啓発、交通安全教育等を通じて、交通ルールの遵守とマナーの向上を図る必要がある。</p>			
区 分	回答数	割合																					
自転車道等の自転車の通行環境整備の推進	1,085	65.7%																					
ルールに関する広報啓発活動の強化	584	35.4%																					
学校や地域における交通安全教育活動の強化	637	38.6%																					
条例や規則による県民、事業者等の安全利用に関する責任の明確化	344	20.8%																					
無回答	41	2.5%																					

自転車保険の例

資料5

区分 保険会社	補償内容				対 象	費 用 (保険料)	保険期間	保険加入の 確認方法	その他
	相手への補償	本人の補償							
	賠償責任補償	死亡・傷害補償	入院補償	その他					
購入時等に加入することを主目的にした補償									
A社	死亡又は重度 (1~7級) 2,000万円	死亡又は重度 (1~4級) 100万円	10万円 (15日以上)	—	点検年月日と自転車 安全整備士番号が記 載された保険有効期 間中のTSマーク貼付 自転車に搭乗中の 人が対象	年2,000円 程度	1年間	TSマーク (シール)を 車体に貼付	盗難自転車等 は補償の対象 外
B社	5,000万円 (免責1,000円)	100万円	1,000円 (日額)	—	登録者(1名のみ)	年2,700円	1年間	車体にシール を貼付	盗難保険 2年間
C社	1億円	—	20,000円	—	登録者(1名のみ)	負担なし	1年間	登録完了の メールを登 録者に送信	メーカーが保 険会社と一括 契約
傷害保険・個人賠償責任保険がセットで販売されている保険									
D社	1,000万円	300万円	6,000円 (日額)	—	加入者	年2,900円	1年間	証書	
E社	5,000万円	553万円	4,000円 (日額)	—	会員	年5,000円	1年間	証書	
F社	5,000万円	300万円	4,000円 (日額)	—	加入者	年4,290円	1年間	証書	
G社	2億円	500万円	3,000円 (日額)	—	加入者	年5,280円	1年間	証書	携帯電話から 加入
H社	1億円	400万円	6,000円 (日額)	—	加入者	年4,160円	1年間	証書	コンビニで 加入
I社	1億円	500万円	6,000円 (日額)	通院日額 1,000円	加入者並びに家族	年6,400円	1年間	証書	
J社	1億円	500万円	18万円 (90日以上)	—	加入者並びに家族	年14,400円	1年間	証書	
個人賠償責任保険(自動車・火災・傷害保険等の特約)									
K社	1億円	—	—	—	加入者並びに家族	年1,000円 程度	1年間	証書	
L社	無制限	—	—	—	加入者並びに家族	年1,200円 程度	1年間	証書	
M社	無制限	—	—	—	加入者並びに家族	年1,500円	1年間	証書	
N社	1億円	—	—	—	加入者並びに家族	年2,430円	1年間	証書	
O社	無制限	—	—	—	加入者並びに家族	年1,500円	1年間	証書	
高等学校等で加入する保険									
P社	1億円	—	—	—	加入者	年300円	1年間	—	PTA(学校)単 位ごとに加入 24時間対象
Q社	5,000万円	378万円	5,000円 (日額)	通院日額 3,000円	加入者(賠償に限って は家族も含む)	3年一括で 4,780円	3年間	証書	24時間対象

※ 家族は、本人又は配偶者と同居の親族(6親等内の血族、3親等内の姻族)及び別居の未婚(婚姻歴のないこと)の子。

【参 考】 自動車損害賠償責任保険(共済)						
車種	補償内容			対 象	費 用	そ の 他
自家用自動車	○ 傷害 120万円/人 ○ 後遺障害75万円~4,000万円			被保険自動車の保有 者及びその運転者	3年 39,120円 2年 27,840円	政府保障事業により、ひき 逃げや無保険車による事故 も自賠責の支払額に準じて 補填
原動機付自転車 (125cc以下)	○ 死亡 3,000万円/人				3年 12,410円 2年 9,870円	

※ 自賠責保険(共済)証明書は車載しなければならない。250cc以下のバイクは保険(共済)標章(ステッカー)をナンバープレートに貼付。

※ 自賠責保険(共済)に未加入で運行した場合は1年以下の懲役または50万円以下の罰金、自賠責保険(共済)の証明書を所持していなかっただけでも30万円以下の罰金。無保険での運転は交通違反となり違反点数6点が付される。

自転車の安全な利用等に関する検討委員会設置要綱

自転車保険専門部会設置要綱

自転車の安全な利用等に関する検討委員会の会議の公開等に関する要領

「自転車の安全な利用等に関する検討委員会の会議の公開等に関する要領」の運用について

自転車の安全な利用等に関する検討委員会設置要綱

(目的)

第1条 自転車に関する施策を推進するに当たって、兵庫県・市町等が実施する対策の進め方や、事業者や自転車利用者が担うべき役割について、幅広い関係者が認識を共有し、対策の方向性についての合意形成を図るため、自転車の安全な利用等に関する検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(検討事項)

第2条 委員会は、次の事項について検討する。

- (1) 自転車の交通ルールの遵守、マナーの向上に関すること
- (2) 自転車保険の加入促進等事故の備えに関すること
- (3) その他自転車の安全な利用に関すること

(委員)

第3条 委員会は、次に掲げる者をもって16名程度で構成する。

- (1) 自転車施策に造詣の深い学識経験者 3名程度
- (2) 自転車施策に関係する行政実務者 3名程度
- (3) その他検討事項に関係する者 10名程度

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員長は委員の互選により選任する。

- 2 委員長は、委員会の会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。
- 4 委員長は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

- 2 委員は、事故その他やむを得ない理由により会議に出席できないときには、あらかじめ委員長の承認を得て、代理人を出席させることができる。

(部会)

第6条 委員会に、専門の事項を検討する必要があるときは、部会を置くことができる。

- 2 部会については、別に定める。

(謝金)

第7条 委員が会議の職務に従事したときは、別に定めるところにより、謝金を支給する。

2 第5条第2項の規定に基づき、代理人が会議に出席したときは、代理人に対して委員と同様の謝金を支給する。

(旅費)

第8条 委員が会議の職務を行うために、会議に出席したときは、別に定めるところにより、旅費を支給する。

2 第5条第2項の規定に基づき、代理人が会議に出席したときは、前項の規定により、代理人に対して旅費を支給する。

(事務局及び庶務)

第9条 委員会の事務局は次に掲げる組織をもって構成し、委員会の庶務は兵庫県企画県民部地域安全課交通安全室が行う。

- (1) 兵庫県企画県民部地域安全課交通安全室
- (2) 兵庫県警察本部交通部交通企画課
- (3) 兵庫県県土整備部土木局道路保全課
- (4) 兵庫県教育委員会事務局体育保健課

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、決定の日から施行し、平成27年3月31日をもって失効する。
- 2 この要綱の施行日以降、最初に開かれる会議は第5条第1項の規定にかかわらず、兵庫県政策部長が招集する。

自転車保険専門部会設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、自転車の安全な利用等に関する検討委員会設置要綱第6条第2項の規定に基づき、自転車保険の加入促進等について協議するため設置する自転車保険専門部会（以下「部会」という。）に関して必要な事項を定める。

(検討事項)

第2条 部会は、次の事項について検討する。

- (1) 自転車保険の加入促進に関すること
- (2) 被害者救済のために必要な対策に関すること
- (3) その他保険に関すること

(委員)

第3条 部会は、8名程度の委員で構成する。

(部会長)

第4条 部会に部会長を置き、部会長は委員長が任命する。

- 2 部会長は、部会の会務を総理し、部会を代表する。
- 3 部会長に事故があるとき、または部会長が欠けたときは、あらかじめ部会長の指名する委員が、その職務を代表する。

(会議)

第5条 部会の会議（以下「会議」という。）は、部会長が招集する。

- 2 委員は、事故その他やむを得ない理由により会議に出席できないときには、あらかじめ部会長の承認を得て、代理人を出席させることができる。
- 3 部会長は、必要に応じて、委員以外の者に会議への出席を求め、その意見を聞くことができる。

(謝金)

第6条 委員が会議の職務に従事したときは、別に定めるところにより、謝金を支給する。

- 2 前条第2項の規定に基づき、代理人が会議に出席したときは、代理人に対して委員と同様の謝金を支給する。

(旅費)

第7条 委員が会議の職務を行うために、会議に出席したときは、別に定めるところにより、旅費を支給する。

- 2 第5条第2項の規定に基づき、代理人が会議に出席したときは、前項の規定により、代理人に対して旅費を支給する。

(庶務)

第8条 部会の庶務は、兵庫県企画県民部地域安全課交通安全室が行う。

(補則)

第9条 この要領に定めるもののほか、部会の運営について必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要領は、決定の日から施行し、平成27年3月31日をもって失効する。
- 2 この要領の施行日以降、最初に開かれる会議は第5条第1項の規定にかかわらず、兵庫県政策部長が招集する。

自転車の安全な利用等に関する検討委員会の会議の公開等に関する要領

- 1 この要領は、自転車の安全な利用等に関する検討委員会設置要綱第10条に基づき、自転車の安全な利用等に関する検討委員会が行う会議(部会の会議を含む。)(以下「会議」という。)の公開等に関して必要な事項を定める。
- 2 会議は、原則として公開とする。ただし次のいずれかに該当する場合は、会議を公開しないことができる。
 - (1) 情報公開条例(平成12年兵庫県条例第6号)第6条各号に該当すると認められる情報について審議等を行う場合
 - (2) その他会議を公開することにより、公平かつ円滑な議事運営に著しい支障が生ずると認められる場合
- 3 会議の公開は、会議の会場に一定の傍聴席を設け、希望する者に傍聴を認めることにより行う。傍聴に関する遵守事項等は別に定める。
- 4 会議録及び会議資料は、原則として公表する。ただし、上記2で公開しない会議については、公表しないことができる。
公表の方法は、会議録及び会議資料を県ホームページへの掲載により行う。
- 5 会議の日時、場所及び傍聴の定員等については、あらかじめ報道機関への情報提供等により、県民への周知を図る。

「自転車の安全な利用等に関する検討委員会の会議の公開等に関する要領」の運用について

1 傍聴する場合の手続き

- (1) 自転車の安全な利用等に関する検討委員会の会議(部会の会議を含む。)(以下「会議」という。)の傍聴を希望する者は、会議の当日、開催予定時刻の30分前までに、傍聴申出書(様式1)に所要事項を記入の上申し出なければならない。
- (2) 傍聴を希望する者が、会議の開催予定時刻の30分前の時点で定員を超えた場合は、抽選により決定する。なお、会議の開催予定時刻の30分前の時点で定員に満たない場合は、開催予定時刻まで先着順で傍聴を認める。
- (3) 傍聴者は、受付で会議資料を受け取った後、事務局職員の指示に従い、開催予定時刻までに会場に入場するものとする。

2 傍聴証の着用

会議を傍聴しようとする者は、傍聴証(様式2)の交付を受け、これを携帯しなければならない。

3 傍聴者の守るべき事項

- (1) 会議における発言に対し、拍手その他の方法により可否等を表明しないこと。
- (2) 私語、喚声その他の行為により騒ぎたてないこと。
- (3) はち巻きをする等の示威的行為をしないこと。
- (4) 携帯電話等の通信機器を使用しないこと。
- (5) その他、会議の秩序を乱すおそれのある行為をしないこと。

4 撮影、録音等の許可

- (1) 傍聴者は、会場において写真、テレビ、映画等の撮影又は録音をしてはならない。ただし、委員長(部会の会議にあたっては、部会長。以下同じ。)の許可を得た場合はこの限りでない。
- (2) 上記(1)ただし書の規定により委員長の許可を得ようとする者は、あらかじめ許可願(様式3)を委員長に提出しなければならない。

5 報道関係者の取扱い

- (1) 報道関係者は、上記1の規定にかかわらず、公開の会議を傍聴することができる。また、4の規定にかかわらず、会場において写真、テレビ、映画の撮影又は録音等を行うことができる。
- (2) 上記2から3までの規定は、報道関係者が公開の会議を傍聴又は撮影、録音等を行う場合に準用する。この場合において、「傍聴者」とあるのは「報道関係者」と読み替えるものとする。

6 会議の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、すべて委員長及び事務局職員の指示に従わなければならない。
- (2) 傍聴者が上記2から4の規定に違反したときは、委員長が注意し、なおこれに従わないときは、退場させることができる。

7 会議の非公開の決定

「自転車の安全な利用等に関する検討委員会の会議の公開等に関する要領」2の規定に基づき、会議を非公開とすることが適切と考えられる場合は、予め会議に諮り、決定するものとする。

(様式2)

NO.
傍 聴 証
自転車の安全な利用等に関する検討委員会
平成 年 月 日

〈傍聴にあたっての留意事項〉

傍聴者は、次の事項を遵守いただくとともに、委員長及び事務局の指示に従い、会議の円滑な運営にご協力ください。

(次の事項を遵守できない場合は、退室いただく場合があります。)

- (1) 会議における発言に対し、拍手その他の方法により可否等を表明しないこと。
- (2) 私語、喚声その他の行為により騒ぎたてないこと。
- (3) はち巻きをする等の示威的行為をしないこと。
- (4) 携帯電話等の通信機器を使用しないこと。
- (5) その他、会議の秩序を乱すおそれのある行為をしないこと。

(様式3)

写 真 撮 影 等 許 可 願	
撮影等年月日	平成 年 月 日
撮影等の目的	
撮影等の内容	写真撮影・ビデオ撮影・録音
撮影者等の住所・氏名	
フラッシュ使用の有無	有 ・ 無
備 考	
<p>上記のとおり許可願います。</p> <p>平成 年 月 日</p> <p>自転車の安全な利用等に関する検討委員会 委員長（部会長） 様</p> <p>申込者 印</p>	